

提案に関する 補足説明資料

重点事項		ページ
21	住所公告の廃止	1

令和8年 重点21「住所公告の廃止」関係

地方公共団体が個人の住所を公告することとしている規定の横断的見直しについて

1

内閣府 地方分権改革推進室

目次

1. 趣旨・背景	3
2. 本府省庁において把握されている苦情等	4
3. 調査結果に基づく分類	4 - 7
4. 建築基準法上の建築計画概要書の閲覧（対応の方向性のイメージ）	8
5. 特定業界の営業活動を規制する法令に基づく個人事業主の住所公告等を 個別に見直す上での論点.....	8

[資料]

- ・ 参考 1 【調査結果及び整理】地方公共団体等が個人の住所を公告等することを
規定している法令等に係る調査
- ・ 参考 2 総務省：建築計画概要書の閲覧制度の見直し（あっせん）（鑑）
国土交通省：建築計画概要書その他の書類の閲覧について（技術的助言）
- ・ 参考 3 今回お示ししている各分類に該当する条項の規定ぶりについて（用例紹介資料）

地方公共団体が個人の住所を公告することとしている規定の横断的見直しについて

1. 趣旨・背景

【令和7年の分権提案事項と、その成果】

- 地方分権提案：土地区画整理法第29条第2項に基づく公告において住所の告示を不要とすること
- 必要性：氏名のみの公告とすることで、商業施設を誘致するような土地区画整理事業においては、出店を希望する事業者等による理事の個人宅訪問を防止することができる。
- 対応方針：土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の公告（29条2項）については、当該制度の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護の観点から、住所の記載内容の見直しについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 第16次分権一括法において、土地区画整理組合の理事の氏名・住所の届出があったときに都道府県知事が行う公告について、組合から申出があった場合には、理事の住所公告を行政区画（市区町村）までとする趣旨の改正を実施。

【令和8年の状況】

- 地方分権提案の要旨は以下のとおり。
 - ① 令和7年の提案と同趣旨の見直しを、市街地再開発組合の理事長、マンション再生組合の理事長及び土地改良区の役員についても求めるもの。
 - ② 土地区画整理審議会の選挙人の当選人名簿の縦覧範囲の見直しを求めるもの。
- 上記提案のうち①に関連し、提案の中で、同様の課題を持つ規定については、**当該法律に限らず横断的な見直しを求める旨**、求められたところ。
- そのため、内閣府（地方分権推進室）において、「地方公共団体が個人の住所を公告等することを規定する法令等」として、各府省庁が所管するものの洗い出しを求め、各府省庁から回答のあったものを対象として、本府省庁に寄せられている苦情等の有無などの調査を行うとともに、見直し要否についての整理等を実施。
 - * 条項数（準用によるものを除く）ベースで130程度〔該当するものは巻末に掲載〕。

地方公共団体が個人の住所を公告することとしている規定の横断的見直しについて

2. 本府省庁において把握されている苦情等

- 資料の閲覧に係る一規定（3. の② i に該当。建築基準法（建築計画概要書等の閲覧））を除き、該当なし。
- 上記規定については、地方公共団体での運用改善を改めて実施していただくことを想定。

3. 調査結果に基づく分類（その1）

（1）調査により、各府省庁から回答のあった条文を対象として整理すると、以下のように分類することができる。

①客観的に、地方分権改革における見直し対象外となるもの

- ▶ i 法人のみを対象として特定しているもの
- ▶ ii 民事・刑事の一般法制に関わるもの（信託制度、非営利法人制度等を含む）
- ▶ iii 他法令で得られる情報と同一であるもの

②政策的な理由により、個人の氏名・住所の紐づけを維持する必要があるもの

《v に該当する業界規制法（計8条項）については個別整理》

- i 国民の安全確保や治安の維持に関わるもの
- ii 民主制の在り方などに関わるもの
- iii 住民自治の在り方などに関わるもの
- iv 行政の透明性確保に関わるもの
- v 営業活動における消費者の保護に関わるもの
- vi 換地・交換分合等に関わるもの、公共的財産の適正利用に関わるもの、不特定多数の関わる法定手続の主体を示すもの
- vii 氏名・住所を示すことが当該者の利便増進となるもの

地方公共団体が個人の住所を公告することとしている規定の横断的見直しについて

3. 調査結果に基づく分類（その2）

③主に個人が就任している社団内部の職・地位を対象に、個人情報保護と両立するように住所の示し方を調整するもの。

⇒ 分権提案における既往事例は、すべてこちらに該当。《見直し実施済／実施予定》

i 事業の施行地区内の権利者から構成される公法人等の役員の住所の公告（第三者対抗力と個人情報保護）

※ 事業施行のための組合等は全員同意でなくとも設立可能。役員についても、互選的に選任されている場合などもあるところ。

ii 地方公共団体の外部監査事務の従事者や、地権者から選挙される職に係る住所の公告

※ 公共施行における土地区画整理審議会の委員の選挙人・立候補者は、事業施行に対し、積極・消極いずれの立場の者も存在。

④上記のいずれにも含まれないもの

ㄟ（＝B to Bの取引を担い、生命・身体との関係が薄い分野における営業活動の規制法における個人事業者の住所）

地方公共団体が個人の住所を公告することとしている規定の横断的見直しについて

3. 調査結果に基づく分類（まとめ）

（２） （１）の分類に基づき、以下のとおり対応予定。

調査回答件数 （条文ベース）

法律：73件
政令：11件
省令：37件
その他：2件
計：123件

※ 1

①不在者等への書類の送付に代わる公告に関わる規定（2件）、及び②事業者への監督処分規定（1件）については、件数の総計に含めているものの、提案に即した見直しに及ぶこと自体が不適当であり、分類対象外としている。

※ 2

準用規定等は含まない。

大分類	小分類	該当条文数	横断的見直しの要否	対応時期
①：客観的に見直し対象外	i ~ iii	法律：3	×（見直し対象外）	R8年中（見直さないことを明示）
②：政策的理由により制度維持が必要	i ~ iv、vi、vii	法律：50 政令：5 省令：35 その他：2	×（見直し対象外）※ 3	R8年中（見直さないことを明示）
	v	法律：6※ 1 省令：2※ 1	<u>△（個別判断）</u> →次頁に一覧	R9以降（適宜対応）
③：団体の長	i、ii	法律：7※ 2 政令：6	×（直接提案を基に対応）	R8年中（案件ごとに対応方針を明確化）
④：BtoBの営業活動における個人事業者	i ~ iii	法律：4	<u>△（個別判断）</u> →次頁に一覧	R9以降（適宜対応）

※ 1：② i の性質を兼ねる条文を含む

※ 2：③ ii と類似の性質を持つ行政相談委員法を含む

※ 3：苦情等が寄せられていることが明らかで、その対応を徹底すべきもの（建築基準法関係）を除く。

地方公共団体が個人の住所を公告することとしている規定の横断的見直しについて

3. 調査結果に基づく分類（まとめ（続））

（３） （１）②v（営業活動における消費者保護）及び（１）④（BtoBの営業活動）の該当条項は以下のとおり。

法令名	条項	分類
子ども・子育て支援法	第41条、第53条、第58条の11	② i、v
肥料の品質の確保等に関する法律	第16条第1項第6号、同条2項	② i、v
旅行業法	第21条第1項	② i、v
林業種苗法	第16条第1項第2号、同条第2項	④
旅行業法	第39条第1項	④
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	第32条	④
古物営業法施行規則	第19条の7第1項、第19条の10第2項	② i、v

地方公共団体が個人の住所を公告することとしている規定の横断的見直しについて

4. 建築基準法上の建築計画概要書の閲覧（対応の方向性のイメージ）

- 建築基準法に基づく建築計画概要書の閲覧は、周辺住民の協力の下に違反建築物の建築を未然防止するとともに、違反建築物の売買防止を図る趣旨の仕組み。
- 事業者が当該仕組みを濫用して得た情報により、個人宅にダイレクトメールを送付したことを契機とする行政相談事案が発生し、総務省から国土交通省に対するあっせん（平成19年）がなされ、閲覧に関して建築部局が定める規程の見直しを促す技術的助言（平成21年）が発出。
- 内閣府として確認したところでは、今なお、営利目的での閲覧禁止等を地方公共団体の定める規程において明確化していない事例が存することから、取組の再徹底を進めていただくことを想定。

9. 特定業界の営業活動を規制する法令に基づく個人事業主の住所公告等を個別に見直す上での論点等

- 今回、各府省庁からの回答を受け、整理の対象とした個々の法令の状況を踏まえると、特に、登録等に伴う簿冊の閲覧・縦覧の規定については、運用の見直し等を検討することが考えられる。その際の論点と対応の方向性としては、以下のとおり想定。
- 《**当面の間の対応**》商業登記規則の改正（令和6年法務省令第28号）により創設された代表取締役等住所非表示措置（商業登記規則第31条の3）が適用され、代表取締役等の住所が行政区画のみである場合、附属書類の閲覧（商業登記法第11条の2）を利害関係者に限っていることを参考に、各府省庁に対して適切な対応を促すことを想定している。
【閲覧・縦覧の現場における個人情報保護と個別制度の目的との両立確保を促進】
- 《**中長期的な対応**》現在、民事訴訟における被告の住所等の情報取得の手続について検討の機運があることから、その検討状況を踏まえ、各府省庁と調整の上、適切な在り方を改めて整理し、対応を促す必要があると認識している。
【当該個人事業主に対する法的争訟の提起への支障の有無等を見極め、必要に応じ、個別制度の見直し等を慫慂】

【調査結果及び整理】地方公共団体等が個人の住所を公告等することを規定している法令等に係る調査

法律

<分類について>

①客観的に、地方分権改革における見直し対象外となるもの

- i : 法人のみを対象として特定しているもの、ii : 民事・刑事の一般法制に関わるもの(信託制度、非営利法人制度等を含む)、
iii : 他法令で得られる情報と同一であるもの

②政策的な理由により、個人の氏名・住所の紐づけを維持する必要があるもの(vに該当する業界規制法については個別整理)

- i : 国民の安全確保や治安の維持に関わるもの、ii : 民主制の在り方などに関わるもの、iii : 住民自治の在り方などに関わるもの、
iv : 行政の透明性確保に関わるもの、v : 営業活動における消費者の保護に関わるもの、
vi : 財産権の変換等に関わるもの、公共的財産の適正利用に関わるもの、不特定多数の関わる法定手続の主体を示すもの、
vii : 氏名・住所を示すことが当該者の利便増進となるもの

③主に個人が就任している社内内部の職・地位を対象に、個人情報保護と両立するように住所の示し方を調整するもの(分権提案で見直し実施済／実施予定)

- i : 事業の施行地区内の権利者から構成される公法人等の役員の住所の公告(第三者対抗力と個人情報保護)
ii : 地方公共団体の外部監査事務の従事者や、地権者から選挙される職に係る住所の公告

④上記のいずれにも含まれないもの(=B to Bの取引を担い、生命・身体との関係が薄い分野における営業活動の業界規制法における個人事業者の住所)

⇒見直しや対策徹底の要否について、今後検討を進めるもの : ②v、④

※分類にかかわらず、個人の住所を公告する規定に関して苦情が寄せられていることが判明しているものは、対策の徹底を求める。

通し 番号	所管府省庁	根拠法令等							分類
		根拠法令等名	条	の	の	項	の	号	
1	内閣府	公益信託に関する法律	21			2			① ii
2	警察庁	古物営業法	6			2			—
3	警察庁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	7			1			② i
4	警察庁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	7			4			② i
5	警察庁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	8			7			② i
6	警察庁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	15	2		8			② i
7	警察庁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	15	2		9			② i
8	警察庁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	15	4		2			② i
9	警察庁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	30	8		4			② i
10	警察庁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	30	8		5			② i
11	警察庁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	30	12		2			② i
12	警察庁	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法	16			2			—
13	子ども家庭庁	子ども・子育て支援法	41						② i、v
14	子ども家庭庁	子ども・子育て支援法	53						② i、v
15	子ども家庭庁	子ども・子育て支援法	58	11					② i、v
16	総務省	地方自治法	74	2		2			② ii
17	総務省	地方自治法	231	2	3	2			② iii
18	総務省	地方自治法	231	2	3	4			② iii

通し 番号	所管府省庁	根拠法令等								分類
		根拠法令等名	条			項		号		
				の	の		の		の	
19	総務省	地方自治法	243	2		2				② iii
20	総務省	地方自治法	243	2		4				② iii
21	総務省	地方自治法	252	32		2				③
22	総務省	地方自治法	252	32		9				③
23	総務省	政治資金規正法	20			1				② ii
24	総務省	政治資金規正法	20	2		2				② ii
25	総務省	政党助成法	32			5				② ii
26	総務省	行政相談委員法	3			1				③ iiに類似。ただし、総務大臣が行う措置のため、今回の分権一括法で束ねることは不可能ではないか。
27	総務省	公職選挙法	86			13				② ii
28	総務省	公職選挙法	86	4		11				② ii
29	総務省	公職選挙法	101			2				② ii
30	総務省	公職選挙法	101	3		2				② ii
31	総務省	公職選挙法	192			4				② ii
32	農林水産省	肥料の品質の確保等に関する法律	16			1		6		② i、v
33	農林水産省	肥料の品質の確保等に関する法律	16			2				② i、v
34	農林水産省	農地法	7			2		1		② vi
35	農林水産省	農地法	9			3				② vi
36	農林水産省	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	9			1				② vi
37	農林水産省	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律	9			1				② vi
38	農林水産省	土地改良法	94	8						② vi
39	農林水産省	土地改良法	52	2		4				② vi
40	農林水産省	土地改良法	89	2		4				② vi
41	農林水産省	土地改良法	98							② vi
42	農林水産省	土地改良法	99			5				② vi
43	農林水産省	土地改良法	18			19				③
44	農林水産省林野 庁	林業種苗法	16			1		2		④

通し 番号	所管府省庁	根拠法令等							分類
		根拠法令等名	条			項		号	
				の	の		の	の	
45	農林水産省林野庁	林業種苗法	16			2			④
46	農林水産省林野庁	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	6			4			②vi
47	国土交通省	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	42			1			②vi
48	国土交通省	国土調査法	17			1			②vi
49	国土交通省	国土調査法	21	2		3			②vi
50	国土交通省	土地収用法	42			2			②vi
51	国土交通省	土地収用法	118			2			②vi
52	国土交通省	土地区画整理法 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第51条において準用する場合を含む。)	29			2			③
53	国土交通省	都市再開発法	28			2			③
54	国土交通省	水害予防組合法	18			4			②ii
55	国土交通省	マンションの再生等の円滑化に関する法律	25			2			③
56	国土交通省	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	128			1			②vi
57	国土交通省	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	216					2号等	②vi
58	国土交通省	建築基準法	57	2		4			②vi
59	国土交通省	建築基準法	86			8			②vi
60	国土交通省	建築基準法	93	2					②i 通知発出の余地あり
61	国土交通省 厚生労働省	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	13						①改正の必要性が認められない。
62	国土交通省 厚生労働省	高齢者の居住の安定確保に関する法律	6						①改正の必要性が認められない。
63	国土交通省	公有水面埋立法	3			1			②vi
64	国土交通省	旅行業法	21			1			②i、v
65	国土交通省	旅行業法	39			1			④

通し 番号	所管府省庁	根拠法令等							分類
		根拠法令等名	条			項		号	
				の	の		の	の	
66	国土交通省	旅行業法	71			1			－
67	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8			4			② i
68	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	12			11			② i
69	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	12	2		12			② i
70	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	15			4			② i
71	環境省 経産省	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	32						④
72	環境省	温泉法	23						② i
73	環境省	地球温暖化対策の推進に関する法律	22	2		19			② i、iv

【調査結果及び整理】地方公共団体等が個人の住所を公告等することを規定している法令等に係る調査

政令

<分類について>

①客観的に、地方分権改革における見直し対象外となるもの

- i : 法人のみを対象として特定しているもの、ii : 民事・刑事の一般法制に関わるもの(信託制度、非営利法人制度等を含む)、
iii : 他法令で得られる情報と同一であるもの

②政策的な理由により、個人の氏名・住所の紐づけを維持する必要があるもの(vに該当する業界規制法については個別整理)

- i : 国民の安全確保や治安の維持に関わるもの、ii : 民主制の在り方などに関わるもの、iii : 住民自治の在り方などに関わるもの、
iv : 行政の透明性確保に関わるもの、v : 営業活動における消費者の保護に関わるもの、
vi : 財産権の変換等に関わるもの、公共的財産の適正利用に関わるもの、不特定多数の関わる法定手続の主体を示すもの、
vii : 氏名・住所を示すことが当該者の利便増進となるもの

③主に個人が就任している社内内部の職・地位を対象に、個人情報保護と両立するように住所の示し方を調整するもの(分権提案で見直し実施済／実施予定)

- i : 事業の施行地区内の権利者から構成される公法人等の役員の住所の公告(第三者対抗力と個人情報保護)
ii : 地方公共団体の外部監査事務の従事者や、地権者から選挙される職に係る住所の公告

④上記のいずれにも含まれないもの(=B to Bの取引を担い、生命・身体との関係が薄い分野における営業活動の業界規制法における個人事業者の住所)

⇒見直しや対策徹底の要否について、今後検討を進めるもの : ②v、④

※分類にかかわらず、個人の住所を公告する規定に関して苦情が寄せられていることが判明しているものは、対策の徹底を求める。

通し 番号	所管府省庁	根拠法令等							分類
		根拠法令等名	条	の	の	項	の	号	
1	総務省	地方自治法施行令	98			1			② ii
2	総務省	地方自治法施行令	174	49	28			1	③
3	総務省	地方自治法施行令	174	49	35			1	③
4	総務省	公職選挙法施行令	25						既に規定整備されている(② ii)
5	総務省	公職選挙法施行令	68						既に規定整備されている(② ii)
6	総務省	公職選挙法施行令	81						既に規定整備されている(② ii)
7	農林水産省	競馬法施行令	23			1			② iv
8	国土交通省	土地区画整理法施行令 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令第24条及び新都市基盤整備法施行令第23条において準用する場合を含む。)	21			1			③
9	国土交通省	土地区画整理法施行令 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令第24条及び新都市基盤整備法施行令第23条において準用する場合を含む。)	24			5			③
10	国土交通省	土地区画整理法施行令 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令第24条及び新都市基盤整備法施行令第23条において準用する場合を含む。)	35			5			③
11	国土交通省	土地区画整理法施行令 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令第24条及び新都市基盤整備法施行令第23条において準用する場合を含む。)	35			10			③

【調査結果及び整理】地方公共団体等が個人の住所を公告等することを規定している法令等に係る調査

省令

<分類について>

①客観的に、地方分権改革における見直し対象外となるもの

- i : 法人のみを対象として特定しているもの、ii : 民事・刑事の一般法制に関わるもの(信託制度、非営利法人制度等を含む)、
iii : 他法令で得られる情報と同一であるもの

②政策的な理由により、個人の氏名・住所の紐づけを維持する必要があるもの(vに該当する業界規制法については個別整理)

- i : 国民の安全確保や治安の維持に関わるもの、ii : 民主制の在り方などに関わるもの、iii : 住民自治の在り方などに関わるもの、
iv : 行政の透明性確保に関わるもの、v : 営業活動における消費者の保護に関わるもの、
vi : 財産権の変換等に関わるもの、公共的財産の適正利用に関わるもの、不特定多数の関わる法定手続の主体を示すもの、
vii : 氏名・住所を示すことが当該者の利便増進となるもの

③主に個人が就任している社団内部の職・地位を対象に、個人情報保護と両立するように住所の示し方を調整するもの(分権提案で見直し実施済/実施予定)

- i 事業の施行地区内の権利者から構成される公法人等の役員の住所の公告(第三者対抗力と個人情報保護)
ii 地方公共団体の外部監査事務の従事者や、地権者から選挙される職に係る住所の公告

④上記のいずれにも含まれないもの(=B to Bの取引を担い、生命・身体との関係が薄い分野における営業活動の業界規制法における個人事業者の住所)

⇒見直しや対策徹底の要否について、今後検討を進めるもの : ②v、④

※分類にかかわらず、個人の住所を公告する規定に関して苦情が寄せられていることが判明しているものは、対策の徹底を求める。

通し 番号	所管府省庁	根拠法令等							分類
		根拠法令等名	条			項		号	
				の	の		の	の	
1	警察庁	遺失物法施行規則	28			4			② i
2	警察庁	遺失物法施行規則	29			2			② i
3	警察庁	遺失物法施行規則	30			2			② i
4	警察庁	古物営業法施行規則	19	7		1			② i、v
5	警察庁	古物営業法施行規則	19	10		2			② i、v
6	警察庁	指定講習機関に関する規則	3						② i、vii
7	警察庁	指定講習機関に関する規則	4			2			② i、vii
8	警察庁	運転免許取得者等教育の認定に関する規則	6						② i、vii
9	警察庁	運転免許取得者等教育の認定に関する規則	7			2			② i、vii
10	警察庁	運転免許取得者等検査の認定に関する規則	7						② i、vii
11	警察庁	運転免許取得者等検査の認定に関する規則	8			2			② i、vii
12	警察庁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	37						② i
13	警察庁	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取の実施に関する規則	38						② i
14	農林水産省	農地法施行規則	38			1			②vi
15	農林水産省	土地改良法施行規則	68	5					②vi
16	農林水産省	土地改良法施行規則	2			2		1・2	②vi
17	農林水産省	土地改良法施行規則	3			2		1・2	②vi
18	農林水産省	土地改良法施行規則	4			2		1	②vi

通し 番号	所管府省庁	根拠法令等							分類
		根拠法令等名	条			項		号	
				の	の		の	の	
19	農林水産省林野庁	林業種苗法施行規則	2			1		6	②vi
20	国土交通省	都市計画法施行規則	31			1			② i 、 vi
21	国土交通省	都市計画法施行規則	40			1		2	②vii
22	国土交通省	都市計画法施行規則	41			1		2	②vii
23	国土交通省	土地区画整理法施行規則	3			1		4	②vi
24	国土交通省	土地区画整理法施行規則	11			8			②vi
25	国土交通省	都市再開発法施行規則	1	9		1		4	②vi
26	国土交通省	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則	16						② i
27	国土交通省	津波防災地域づくりに関する法律施行規則	50						② i
28	国土交通省	津波防災地域づくりに関する法律施行規則	19			1		2	② i
29	国土交通省	河川法施行規則	8			1		4	② i
30	国土交通省	公有水面埋立法施行規則	10			1		2	②vi
31	国土交通省	特定都市河川浸水被害対策法施行規則	40			1		1	② i
32	国土交通省	特定都市河川浸水被害対策法施行規則	63						② i
33	国土交通省 厚生労働省	国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則	23			2		1	② i
34	国土交通省	港湾法施行規則	39			1		3	②vi
35	環境省	環境影響評価法施行規則	1	4		2			② i 、 vi
36	環境省	環境影響評価法施行規則	17			2			② i 、 vi
37	環境省	環境影響評価法施行規則	18			2			② i 、 vi

【調査結果及び整理】地方公共団体等が個人の住所を公告等することを規定している法令等に係る調査

その他

<分類について>

①客観的に、地方分権改革における見直し対象外となるもの

- i : 法人のみを対象として特定しているもの、ii : 民事・刑事の一般法制に関わるもの(信託制度、非営利法人制度等を含む)、
- iii : 他法令で得られる情報と同一であるもの

②政策的な理由により、個人の氏名・住所の紐づけを維持する必要があるもの(vに該当する業界規制法については個別整理)

- i : 国民の安全確保や治安の維持に関わるもの、ii : 民主制の在り方などに関わるもの、iii : 住民自治の在り方などに関わるもの、
- iv : 行政の透明性確保に関わるもの、v : 営業活動における消費者の保護に関わるもの、
- vi : 財産権の変換等に関わるもの、公共的財産の適正利用に関わるもの、不特定多数の関わる法定手続の主体を示すもの、
- vii : 氏名・住所を示すことが当該者の利便増進となるもの

③主に個人が就任している社団内部の職・地位を対象に、個人情報保護と両立するように住所の示し方を調整するもの(分権提案で見直し実施済／実施予定)

- i 事業の施行地区内の権利者から構成される公法人等の役員の住所の公告(第三者対抗力と個人情報保護)
- ii 地方公共団体の外部監査事務の従事者や、地権者から選挙される職に係る住所の公告

④上記のいずれにも含まれないもの(=B to Bの取引を担い、生命・身体との関係が薄い分野における営業活動の業界規制法における個人事業者の住所)

⇒見直しや対策徹底の要否について、今後検討を進めるもの : ②v、④

※分類にかかわらず、個人の住所を公告する規定に関して苦情が寄せられていることが判明しているものは、対策の徹底を求める。

通し 番号	所管府省庁	根拠法令等		分類
		根拠法令等名	該当条文等	
1	内閣府	災害時における安否不明者の氏名等の公表について	※多数該当箇所あり	② i
2	総務省	地方公営企業法及地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて	二十五 公金の徴収又は収納の委託 (一) 2	② iii

総 評 相 第 83 号

平成 19 年 7 月 5 日

国土交通省住宅局長 殿

総務省行政評価局長

建築計画概要書の閲覧制度の見直し（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 21 号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「私は、家を建築中であるが、複数の家具店から「ご新築・特別優待セール」のダイレクトメールが送られてくるようになった。その後、これは、事業者が建築基準法の閲覧制度を利用して建築主の個人情報を入力していることによるものだと分かった。建築基準法の閲覧制度によるものであっても、このような営業を目的とする者に対して、建築確認申請に係る個人の情報を提供することは納得できない。」などの申出がありました。

この申出について、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において委員の意見を聴取するなどにより検討した結果、別紙のとおり、個人情報の保護及び国民生活の安心・平穩の確保等を推進する観点から、住民の協力による違反建築物の建築の未然防止等を目的とする建築計画概要書の閲覧制度に沿わない「営利目的の閲覧」、「大量閲覧」及び「建築物が特定されていない閲覧」を制限できるよう、制度の整備を含め、適切に対応する必要があると考えられますので、御検討ください。

なお、これに対する貴局の検討結果等について、平成 20 年 1 月 7 日までにお知らせください。

国住指第3133号
平成21年11月18日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築計画概要書その他の書類の閲覧について（技術的助言）

建築計画概要書その他の書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧に係る取扱いについては、「確認の申請書に関する図書の閲覧について」（昭和五十年住指発第千百二十六号）において回答したところであるが、今般、技術的助言を行い、改めて周知を図るとともに、併せて、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十一条の四第三項に規定する閲覧に関する規程の例を示すこととするので、各特定行政庁におかれてはこれを参考として、適切な運用に努められたい。

貴職におかれては、貴管内特定行政庁に対して、この旨周知方願いする。

記

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十三条の二の規定は、建築計画概要書等を閲覧の用に供し周辺住民の協力のもとに違反建築を未然に防止するとともに併せて無確認建築物の売買等をも防止しようとするものであって、利害関係を有しない者が本制度の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的のために当該図書の閲覧を請求する場合には、当該請求を拒否しても違法ではない。また、特段合理的な理由なく、建築物等を特定せずに大量に建築計画概要書等の閲覧を求める場合についても、本制度の趣旨を逸脱して閲覧を請求する場合に該当する。

各特定行政庁にあっては、閲覧に関する規程を定めることとされているが、別添のとおり、上記の趣旨を踏まえた当該規程の例を示すこととする。

なお、各特定行政庁において定める情報公開条例の規定に基づく開示請求については、上記閲覧制度の趣旨に鑑み、適宜、情報公開部局との連携を図りつつ、個人情報の保護に努められたい。

建築計画概要書等の閲覧に関する規程（例）

（趣旨）

第一条 この規程では、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第九十三条の二及び建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号。以下「施行規則」という。）第十一条の四第三項の規定に基づき、施行規則第十一条の四第一項に規定する書類（以下「建築計画概要書等」という。）の閲覧の場所及び閲覧に関する規程を定めるものとする。

（閲覧の場所）

第二条 建築計画概要書等の閲覧の場所は、〇〇とする。

（閲覧日及び閲覧時間）

第三条 建築計画概要書等の閲覧日及び閲覧時間は、〇〇都道府県の休日に関する条例第〇条に掲げる日以外の午前〇時から午後〇時までとする。

- 2 知事は、建築計画概要書等の整理その他の理由により必要があると認める場合は、前項の規定に関わらず、臨時に、建築計画概要書等を閲覧できない日を定め、及び閲覧時間を延長し、並びに短縮することができる。
- 3 知事は、前項に規定する場合にあっては、あらかじめその旨を前条に規定する閲覧の場所に掲示しなければならない。

（閲覧の手続）

第四条 建築計画概要書等を閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、閲覧の対象となる建築物、建築設備又は工作物を特定する情報（所在地等）のほか、閲覧の目的、同時に閲覧する建築計画概要書等の数その他の必要な事項を記入した閲覧申込票を提出しなければならない。ただし、閲覧者が、やむを得ない理由により、建築物等を特定する情報等を記入することができない場合において、知事が当該閲覧の申請が法第九十三条の二の規定の趣旨に適合するものであると認めるときは、この限りでない。

（閲覧の方法）

- 第五条 閲覧者は、建築計画概要書等を指定された閲覧の場所以外に持ち出すことができない。
- 2 閲覧者は、建築計画概要書等を閲覧し終えたときは、これを返納しなければならない。
 - 3 閲覧者は、建築計画概要書等を丁重に取扱い、破損、加筆等の行為をしてはならない。

（閲覧の中止等）

- 第六条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、建築計画概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。
- 一 前二条の規定又は係員の指示に従わない者
 - 二 法第九十三条の二の規定の趣旨を逸脱して明らかに営業の目的等のために閲覧請求する者
 - 三 その他知事が不適當と認める者

今回お示ししている各分類に該当する条項の規定ぶりについて（用例紹介資料）

※ 個別的な調査審議実績のある③の分類（土地区画整理組合の理事長の住所情報の取扱い、土地区画整理審議会の選挙人名簿の住所情報の取扱いなど）については、省略。

1-1 ①のi関係（法人のみを対象として特定しているもの）[形式的に類型を設けている]

●被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）

（土地の買取り等）

- 第八条 **都道府県、市町村その他政令で定める者**は、都道府県知事等に対し、第三項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。
- 2 都道府県知事等は、前項の規定による申出に基づき、次項の規定による土地の買取りの申出の相手方を定めるときは、**国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告**しなければならない。
- 3 都道府県知事等（前項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、被災市街地復興推進地域内の土地の所有者から、次に掲げる行為について前条第一項の許可がされないときはその土地の利用に著しい支障を生ずることとなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があったときは、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。
- 一 前条第二項第二号ロ（1）から（3）までに掲げる要件に該当する建築物の新築、改築又は増築
- 二 前号に規定する建築物の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- 4 前項の申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。
- 5 第二項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。
- 6 第三項の規定により土地を買い取った者は、当該土地が公営住宅等、公共の用に供する施設その他被災市街地復興推進地域の住民等の共同の福祉又は利便のために必要な施設の用に供されるように努めなければならない。

●被災市街地復興特別措置法施行令（平成七年政令第三十六号）

（被災市街地復興推進地域内における土地の買取りの申出の相手方となる者）

- 第五条 法第八条第一項の政令で定める者は、**独立行政法人都市再生機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社及び土地開発公社**とする。

●被災市街地復興特別措置法施行規則（平成七年建設省令第二号）

（土地の買取りの申出の相手方の公告）

- 第五条 法第八条第二項の規定による**公告**は、次に掲げる事項について都道府県知事等の定める方法で行うものとする。
- 一 当該被災市街地復興推進地域の名称
- 二 **土地の買取りの申出の相手方の名称及び住所**
- 三 当該相手方に対し申出をすべき土地の区域
- 2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に関し権利を有する者が自己の権利に係る土地が当

該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

1-2 ①のii関係（民事・刑事の一般法制に関わるもの）

●《法律 01》公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）

（財産目録の備置き及び閲覧等）

第二十条 公益信託の受託者は、毎信託事務年度開始の日の前日までに（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあっては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、当該信託事務年度の事業計画書、収支予算書その他の内閣府令で定める書類を作成し、当該信託事務年度の末日までの間、当該書類をその住所（当該受託者が法人である場合にあっては、その主たる事務所）に備え置かなければならない。

2 公益信託の受託者は、毎信託事務年度経過後三月以内に（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあっては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、五年間、当該書類を前項に規定する住所に備え置かなければならない。

一 信託財産に係る財産目録

二 受託者等名簿（受託者及び信託管理人の氏名又は名称及び住所を記載した名簿をいう。第五項及び次条第二項において同じ。）

三 第八条第十一号に規定する支払基準を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 第一項に規定する書類及び前項各号に掲げる書類は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。次項第二号及び第四十七条第二号において同じ。）をもって作成することができる。

4 何人も、公益信託の受託者の業務時間内は、いつでも、第一項に規定する書類、第二項各号に掲げる書類、信託行為の内容を証する書面並びに信託法第三十七条第一項及び第二項に規定する書類（以下「財産目録等」という。）について、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該公益信託の受託者は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 財産目録等が書面をもって作成されているときは、当該書面又は当該書面の写しの閲覧の請求

二 財産目録等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を内閣府令で定める方法により表示したものの閲覧の請求

5 前項の規定にかかわらず、公益信託の受託者は、受託者等名簿について当該公益信託の信託管理人以外の者から同項の請求があった場合には、これに記載され、又は記録された事項中、個人（受託者であるものを除く。次条第二項において同じ。）の住所に係る記載又は記録の部分を除外して、前項各号の閲覧をさせることができる。

（財産目録等の提出等）

第二十一条 公益信託の受託者は、財産目録等（信託行為の内容を証する書面を除く。）について、前条第一項に規定する書類にあっては毎信託事務年度開始の日の前日までに（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあっては、当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、その他の書類にあっては毎信託事務年度の経過後三月以内に（公益信託認可を受けた日の属する信託事務年度にあっては、同条第二項各号に掲げる書類を当該公益信託認可を受けた後遅滞なく）、内閣府令で定めるところにより、行政庁に提出しなければならない。

- 2 行政庁は、内閣府令で定めるところにより、この法律又はこの法律に基づく命令の規定により公益信託の受託者から提出を受けた財産目録等（受託者等名簿にあっては、当該受託者等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除く。）を公表するものとする。

1-3 ①のiii関係（他法令で得られる情報と同一であるもの）

●《法律 61》住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）

（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録）

第八条 住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業（以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業」という。）を行う者は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る賃貸住宅（以下「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅」という。）を構成する建築物ごとに、都道府県知事の登録を受けることができる。

（登録の申請）

第九条 前条の登録を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の位置
 - 三 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数
 - 四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の規模
 - 五 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造及び設備
 - 六 入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲を定める場合にあっては、その範囲
 - 七 入居者の資格を、自ら居住するため賃貸住宅を必要とする住宅確保要配慮者又は当該住宅確保要配慮者と同居するその配偶者等（配偶者その他の親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び当該事情にある者の親族を含む。第四十条第二項第七号において同じ。）で国土交通省令で定める者をいう。）に限る賃貸住宅（第十八条第一項において「住宅確保要配慮者専用賃貸住宅」という。）にあっては、その旨
 - 八 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件に関する事項
 - 九 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項の申請書には、第十一条第一項各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面その他の国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。

（登録の基準等）

第十条 都道府県知事は、第八条の登録の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除き、その登録をしなければならない。

- 一 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の各戸の床面積が、国土交通省令で定める規模以上であること。
- 二 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の構造及び設備が、住宅確保要配慮者の入居に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 前条第一項第六号に掲げる範囲が定められている場合にあっては、その範囲が、住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものとして国土交通省令で定める基準に適合するものであること。
- 四 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃その他賃貸の条件が、国土交通省令で定める基準に従い適正に定められるものであること。

五 その他基本方針（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が市町村賃貸住宅供給促進計画が作成されている市町村の区域内にある場合にあっては基本方針及び市町村賃貸住宅供給促進計画、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅が都道府県賃貸住宅供給促進計画が作成されている都道府県の区域（当該市町村の区域を除く。）内にある場合にあっては基本方針及び都道府県賃貸住宅供給促進計画）に照らして適切なものであること。

2 第八条の登録は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅登録簿（以下「登録簿」という。）に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

3 都道府県知事は、第八条の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録を受けた者に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、第八条の登録の申請が第一項の基準に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

5 都道府県知事は、第八条の登録をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（以下「登録事業」という。）に係る住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の存する市町村の長に通知しなければならない。

（登録簿の閲覧）

第十三条 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

2-1 ②の：関係（国民の安全確保や治安の維持に関わるもの）

●《省令 01》遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）

（指定）

第二十八条 令第五条第五号の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、指定を受けようとする施設占有者の申請に基づき行うものとする。

2 指定を受けようとする施設占有者は、次に掲げる事項を記載した申請書とその施設（移動施設にあっては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（当該所在地が道の区域（道警察本部の所在地を包括する方面の区域を除く。）にある場合にあっては、方面公安委員会。以下「公安委員会」という。）に提出しなければならない。

一 氏名等及び法人にあっては、その代表者の氏名

二 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

三 物件の保管の場所

四 施設における推定による一箇月間の法第四条第二項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数及びその算出の基礎

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合

イ 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。）

ロ 令第五条第五号ロ（1）から（3）までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ハ 物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要を記載した書面

- 二 申請者が法人である場合
 - イ 法人の登記事項証明書
 - ロ 定款又はこれに代わる書面
 - ハ 役員に係る前号イ及びロに掲げる書面
 - ニ 前号ハに掲げる書面
- 4 公安委員会は、指定をしたときは、**当該指定を受けた施設占有者（以下「指定特例施設占有者」という。）に係る第二項第一号及び第二号に掲げる事項を公示**するものとする。

＜参考1：遺失物法（平成十八年法律第七十三号）＞

（不特定かつ多数の者が利用する施設における掲示）

- 第十六条 施設占有者のうち、その施設を不特定かつ多数の者が利用するものは、物件の交付を受け、又は自ら物件の拾得をしたときは、その施設を利用する者の見やすい場所に第七条第一項各号に掲げる事項を掲示しなければならない。
- 2 前項の施設占有者は、第七条第一項各号に掲げる事項を記載した書面をその管理する場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

（特例施設占有者に係る提出の免除）

- 第十七条 前条第一項の**施設占有者のうち、交付を受け、又は自ら拾得をする物件が多数に上り、かつ、これを適切に保管することができる者として政令で定める者に該当するもの（以下「特例施設占有者」という。）**は、交付を受け、又は自ら拾得をした物件（政令で定める高額な物件を除く。）を第四条第一項本文又は第十三条第一項本文の規定により遺失者に返還することができない場合において、交付又は拾得の日から二週間以内に、国家公安委員会規則で定めるところにより当該物件に関する事項を警察署長に届け出たときは、第四条第一項本文又は第十三条第一項本文の規定による提出をしないことができる。この場合において、特例施設占有者は、善良な管理者の注意をもって当該物件を保管しなければならない。

＜参考2：遺失物法施行令（平成十九年政令第二十一号）＞

（特例施設占有者の要件）

- 第五条 法第十七条の政令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第二項又は第三項に規定する事業（旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する施設（旅客の利用に供するものに限る。次号から第四号までにおいて同じ。）に係る施設占有者であって、同法第三条第一項の許可を受けたもの
 - 二 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する施設に係る施設占有者であって、同法第四条第一項の許可を受けたもの
 - 三 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業の用に供する施設に係る施設占有者であって、同法第三条第一項の許可を受けたもの
 - 四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十九項に規定する国際航空運送事業（本邦内の地点と本邦外の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客を運送するものに限る。）又は同条第二十項に規定する国内定期航空運送事業（旅客を運送するものに限る。）の用に供する施設に係る施設占有者であって、同法第百条第一項の許可を受けたもの

- 五 百貨店、遊園地その他の不特定かつ多数の者が利用する施設に係る施設占有者であって、次に掲げる要件に該当するものとして国家公安委員会規則で定めるところによりその施設（移動施設にあっては、その施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する都道府県公安委員会（当該所在地が道の区域（道警察本部の所在地を包括する方面の区域を除く。）にある場合にあっては、方面公安委員会）が指定したもの
- イ 法第四条第二項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数が前各号に掲げる者に準じて多数に上ると認められる者であること。
- ロ 次のいずれにも該当しない者であること。
- （１） 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - （２） 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百三十五条、第二百四十三条（同法第二百三十五条の未遂罪に係る部分に限る。）、第二百四十七条、第二百五十四条、第二百五十六条第二項若しくは第二百六十一条に規定する罪若しくは法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して二年を経過しない者
 - （３） 心身の故障により特例施設占有者の業務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
 - （４） 法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに（１）から（３）までのいずれかに該当する者があるもの
- ハ 法第四条第二項の規定による交付を受け、又は自ら拾得をする物件を適切に保管するために必要な施設及び人員を有する者であること。

2-2 ②のii関係（民主制の在り方などに関わるもの）

●《政令 01》地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）

- 第九十六条 地方自治法第七十四条第一項の規定による請求は、同法第七十四条の二第六項の規定により返付を受けた条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関し、条例制定若しくは改廃請求代表者において不服がないとき、又は条例制定若しくは改廃請求代表者においてした審査の申立て若しくは訴訟の裁決若しくは判決が確定したときは、その返付を受けた日又はその効力の確定した日から、都道府県又は指定都市に関する請求にあつては十日以内、指定都市以外の市町村に関する請求にあつては五日以内に、条例制定又は改廃請求書に同法第七十四条第五項の規定により告示された選挙権を有する者の総数の五十分の一以上の者の有効署名があることを証明する書面及び条例制定又は改廃請求者署名簿を添えてこれをしなければならない。
- ② 前項の規定による有効署名があることを証明する書面には、条例制定又は改廃請求者署名簿の署名の効力の決定に関する裁決書若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの又は地方自治法第七十四条の二第十項の規定による通知書があるときは、これを添えなければならない。

第九十八条 第九十六条の請求を受理したときは、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を条例制定又は改廃請求代表者に通知するとともに、その者の住所氏名及び請求の要旨を告示し、且つ、公衆の見易いその他の方法により公表しなければならない。

- ② 普通地方公共団体の長は、地方自治法第七十四条第三項の規定による議会の審議の結果を条例制定又は改廃請求代表者に通知するとともに、これを告示し、かつ、公衆の見やすいその他の方法により公表しなければならない。

2-3 ②のiii関係（住民自治の在り方などに関わるもの）

●《法律 17・18》地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

（指定納付受託者）

第二百三十一条の二の三 歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- 3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。

- 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

2-4 ②のiv関係（行政の透明性確保に関わるもの）

●《政令 07》競馬法施行令（昭和二十二年法律第六十七号）

（譲渡の方法）

第二十一条 第十九条の資産の譲渡は、法令又はこれに基く行政庁の処分に従つて処分しなければならない資産を除き、左の各号に掲げる方法のうちいずれか一の方法により、これを行わなければならない。但し、第三号の方法による場合には、法令又は法令に基く行政庁の命令、許可、認可その他の処分に基く価格（以下公定価格という。）があるときはその価格を下る価格、公定価格がないときは時価を下る価格によつて契約を締結してはならない。

- 一 入札
- 二 競売
- 三 随意契約

（譲渡の相手方）

第二十二条 第十九条の資産を、入札の方法により譲渡するに当り、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上ある場合において、法施行の際当該都道府県を区域とする馬匹組合連合会を組織していた馬匹組合の組合員であつた者又は当該県を区域とする馬匹組合の組合員であつた者の全部若しくは一部を組合員とする農業協同組合又はその農業協同組合を会員とする農業協同組合連合会がその入札人であるときは、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会をもつて、落札人とする。

- 2 入札の方法により資産を譲渡する場合において、前項に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会以外の者が最高価の入札をしたときは、当該農業協同組合又は農業協同組合連合会は、当該都道府県に対し、当該入札価格による当該資産の譲渡を求めることができる。但し、入札の日から五日を経過したときは、この限りでない。
- 3 前二項の規定により県が譲渡する資産の額の当該馬匹組合連合会又は県を区域とする馬匹組合の資産の総額に対する割合は、法施行の際当該馬匹組合連合会を組織していた馬匹組合の組合員の総数又は県を区域とする当該馬匹組合の組合員の総数のうち、当該農業協同組合の組合員又は当該農業協同組合連合会を組織している農業協同組合の組合員の数の占める割合をこえてはならない。

第二十三条 随意契約の方法により前条第一項に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会以外の者に資産を譲渡しようとする場合においては、都道府県は、当該資産の種類、譲渡しようとする相手方の氏名若しくは名称及び住所並びに譲渡価格を公示しなければならない。

- 2 前項の場合において当該農業協同組合又は農業協同組合連合会は、当該都道府県に対し、当該譲渡価格による当該資産の譲渡を求めることができる。但し、前項の公示の日から十日を経過したときは、この限りでない。
- 3 前項の規定による譲渡については、前条第三項の規定を準用する。

2-5 ②のv関係（営業活動における消費者の保護に関わるもの）

●《法律 32・33》肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）

（登録を受ける義務）

第四条 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第一号から第六号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第七号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

- 一 化学的方法によつて生産される普通肥料（第三号から第五号までに掲げるもの及び石灰質肥料を除く。）
 - 二 化学的方法以外の方法によつて生産される普通肥料であつて、窒素、りん酸、加里、石灰及び苦土以外の成分を主成分として保証するもの（第四号に掲げるものを除く。）
 - 三 汚泥を原料として生産される普通肥料その他のその原料の特性からみて銘柄ごとの主成分が著しく異なる普通肥料であつて、植物にとつての有害成分を含有するおそれが高いものとして農林水産省令で定めるもの（第五号に掲げるものを除く。）
 - 四 含有している成分である物質が植物に残留する性質（以下「残留性」という。）からみて、施用方法によつては、人畜に被害を生ずるおそれがある農産物が生産されるものとして政令で定める普通肥料（以下「特定普通肥料」といい、次号に掲げるものを除く。）
 - 五 特定普通肥料であつて、第三号の農林水産省令で定める普通肥料に該当するもの
 - 六 前各号に掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合される普通肥料（前三号に掲げるものを除く。）
 - 七 前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を含む。）
- 2 前項の規定は、次に掲げる肥料については、適用しない。
- 一 普通肥料で公定規格が定められていないもの
 - 二 専ら登録を受けた普通肥料（前項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）が原料として配合される普通肥料（配合に伴い農林水産大臣が定める方法により加工されるものを含

む。)であつて、配合又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの

- 三 専ら登録を受けた普通肥料（前項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）及び登録を受けた普通肥料（同項第三号に掲げるものに限る。）若しくは特殊肥料（第二十二条第一項の規定による届出がされたものに限る。次号において同じ。）又はその双方が原料として配合される普通肥料（配合に伴い農林水産大臣が定める方法により加工されるものを含む。）であつて、配合又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの
- 四 登録を受けた普通肥料（前項第四号及び第五号に掲げるものを除く。）若しくは特殊肥料又はその双方に、地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第十一条第一項に規定する土壤改良資材（肥料であるものを除く。）のうち農林水産省令で定めるもの（以下「指定土壤改良資材」という。）が混入される普通肥料（混入に伴い農林水産大臣が定める方法により加工されるものを含む。）であつて、混入又は加工に伴い化学的変化により品質が低下するおそれがないものとして農林水産省令で定めるもの
- 3 都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合その他政令で定める者（第十六条の二第二項において「農業協同組合等」という。）は、公定規格が定められている第一項第六号に掲げる普通肥料（同項第三号から第五号までに掲げる普通肥料の一種以上が原料として配合されるものを除く。）を業として生産しようとする場合には、同項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。
- 4 普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の登録を受けなければならない。ただし、第二項各号に掲げる普通肥料及び第三十三条の二第一項の規定による登録を受けた普通肥料については、この限りでない。

（登録及び仮登録の申請）

第六条 登録又は仮登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 **氏名及び住所**（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合には肥料の名称）
 - 三 保証成分量その他の規格（第四条第一項第三号及び第五号に掲げる肥料にあつては、使用される原料その他の規格。第十条第五号及び第十六条第一項第三号において同じ。）
 - 四 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地
 - 五 保管する施設の所在地
 - 六 原料、生産の方法等からみて、植物に害がないことを明らかにするために特に必要があるものとして農林水産省令で定める肥料の登録にあつては、植物に対する害に関する栽培試験の成績
 - 七 特定普通肥料の登録にあつては、適用植物の範囲
 - 八 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料の登録にあつては、施用方法及び残留性に関する栽培試験の成績
 - 九 仮登録にあつては施用方法及び栽培試験の成績
 - 十 特定普通肥料の仮登録にあつては、適用植物の範囲
 - 十一 その他農林水産省令で定める事項
- 2 農林水産大臣の登録又は仮登録の申請をする者は、その申請に対する調査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録及び仮登録に関する公告)

第十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録若しくは仮登録をしたとき、登録若しくは仮登録の有効期間を更新したとき、第九条第三項の規定により仮登録を取り消したとき、第十三条の三第一項若しくは第三十一条第一項から第三項までの規定により登録若しくは仮登録を取り消したとき、又は第十四条の規定により登録若しくは仮登録が失効したときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 登録番号又は仮登録番号
- 二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合には肥料の名称）
- 三 保証成分量その他の規格
- 四 特定普通肥料にあつては、適用植物の範囲
- 五 農作物が適用植物の範囲に含まれている特定普通肥料にあつては、施用方法
- 六 生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、第十三条第一項又は第四項の規定により前項第二号の肥料の名称又は同項第六号の事項に係る変更の届出があつたときは、当該変更に係る事項を公告しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、第十三条の二第二項又は第十三条の三第一項の規定により変更の登録又は仮登録をしたときは、当該変更に係る事項を公告しなければならない。
- 4 都道府県知事は、その公告した事項を速やかに農林水産大臣及びすべての都道府県知事に通知しなければならない。

2-6 ②のvi関係（換地・交換分合に関わるもの等）

●《法律 56・57》密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成九年法律第四十九号）

（施行者）

第百十九条 前条第一項に規定する土地の区域内の宅地の所有者若しくは借地権者（借地権を有する者をいう。以下同じ。）又は当該所有者若しくは借地権者の同意を得た者は、一人で、又は数人共同して、当該所有者若しくは借地権者の権利の目的である宅地について、又はその宅地及び当該区域内の宅地以外の土地について防災街区整備事業を施行することができる。

- 2 防災街区整備事業組合は、都市計画事業として防災街区整備事業を施行することができる。
- 3 次に掲げる要件のすべてに該当する株式会社は、都市計画事業として防災街区整備事業を施行することができる。
 - 一 防災街区整備事業の施行を主たる目的とするものであること。
 - 二 公開会社（会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。）でないこと。
 - 三 施行地区となるべき区域内の宅地の所有者又は借地権者が、総株主の議決権の過半数を保有していること。
 - 四 前号の議決権の過半数を保有している者及び当該株式会社が所有する施行地区となるべき区域内の宅地の地積とそれらの者が有するその区域内の借地の地積との合計が、その区域内の宅地の総地積と借地の総地積との合計の三分の二以上であること。
- 4 都市再開発法第二条の二第三項第四号後段の規定は、前項第四号の規定による地積の算定について準用する。この場合において、同条第三項第四号後段中「前段」とあるのは、「密集市街地整備法第百十九条第三項第四号」と読み替えるものとする。
- 5 地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構は、都市計画事業として防災街区整備事業を施行することができる。

- 6 地方住宅供給公社は、その住宅の建設と併せて防災街区の整備を行うための防災街区整備事業を施行する必要があると国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあっては、都道府県知事）が認めるときは、都市計画事業として当該防災街区整備事業を施行することができる。

（施行の認可）

- 第二百二十二条 第百十九条第一項の規定により防災街区整備事業を施行しようとする者は、一人で施行しようとする者にあつては規準及び事業計画を定め、数人共同して施行しようとする者にあつては規約及び事業計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、その防災街区整備事業の施行について都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定による認可の申請は、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、施行地区となるべき区域を管轄する市町村長の意見を聴かなければならない。
- 4 第百十九条第一項の規定による施行者（以下「個人施行者」という。）が施行区域内において施行する防災街区整備事業は、都市計画事業として施行するものとし、当該防災街区整備事業については、第一項の規定による認可をもって都市計画法第五十九条第四項の規定による認可とみなす。ただし、同法第七十九条、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十九条第一項の規定の適用については、この限りでない。

（事業計画に関する関係権利者の同意）

- 第二百二十六条 第二百二十二条第一項の規定による認可を申請しようとする者は、その者以外に施行地区となるべき区域内の宅地又は建築物について権利を有する者があるときは、事業計画についてこれらの者の同意を得なければならない。ただし、その権利をもって認可を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。
- 2 都市再開発法第七条の十三第二項の規定は、前項の場合について準用する。

（施行の認可の公告等）

- 第二百二十八条 都道府県知事は、第二百二十二条第一項の規定による認可をしたときは、速やかに、国土交通省令で定めるところにより、施行者の氏名又は名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分けるとときは、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他国土交通省令で定める事項を公告し、かつ、都市計画事業として施行する防災街区整備事業については国土交通大臣及び関係市町村長に、その他の防災街区整備事業については関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。
- 2 個人施行者は、前項の公告があるまでは、施行者として、又は規準若しくは規約若しくは事業計画をもって第三者に対抗することができない。
- 3 市町村長は、第二百四十四条第二項又は第二百六十九条第三項の公告の日まで、政令で定めるところにより、第一項の図書を公衆の縦覧に供しなければならない。

（権利変換計画の内容）

- 第二百五条 権利変換計画においては、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 配置設計
 - 二 施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅

- 地を除く。)に権原に基づき建築物を有する者で、当該権利に対応して、防災施設建築敷地若しくはその共有持分又は防災施設建築物の一部等と与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所
- 三 前号に掲げる者が施行地区内に有する同号の宅地、借地権又は建築物及びそれらの価額
- 四 第二号に掲げる者に前号に掲げる宅地に対応して与えられることとなる防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は同号に掲げる借地権若しくは建築物に対応して与えられることとなる防災施設建築物の一部等の明細及びそれらの価額の概算額
- 五 第三号に掲げる宅地、借地権又は建築物について先取特権、質権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め、登記又は処分の制限の登記(以下「担保権等の登記」と総称する。)に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利
- 六 前号に掲げる者が防災施設建築敷地若しくはその共有持分又は防災施設建築物の一部等に関する権利の上に有することとなる権利
- 七 指定宅地又はその使用収益権を有する者の氏名又は名称及び住所
- 八 前号に掲げる者が有する指定宅地又はその使用収益権及びそれらの価額
- 九 第七号に掲げる者に前号に掲げる指定宅地又はその使用収益権に対応して与えられることとなる個別利用区内の宅地又はその使用収益権の明細及びそれらの価額の概算額
- 十 第八号に掲げる指定宅地又はその使用収益権について担保権等の登記に係る権利を有する者の氏名又は名称及び住所並びにその権利
- 十一 前号に掲げる者が個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に有することとなる権利
- 十二 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について賃借権を有する者(その者が更に賃借権を設定しているときは、その賃借権の設定を受けた者)又は施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権を有する者から賃借権の設定を受けた者で、当該賃借権に対応して、防災施設建築物の一部について賃借権と与えられることとなるものの氏名又は名称及び住所
- 十三 前号に掲げる者に賃借権と与えられることとなる防災施設建築物の一部
- 十四 施行地区内の土地(指定宅地を除く。)に存する建築物について配偶者居住権を有する者(その者が賃借権を設定している場合を除く。)で、当該配偶者居住権に対応して、防災施設建築物の一部について配偶者居住権と与えられることとなるものの氏名及び住所並びにその配偶者居住権の存続期間
- 十五 前号に掲げる者に配偶者居住権と与えられることとなる防災施設建築物の一部
- 十六 防災施設建築敷地の地代の概算額及び地代以外の借地条件の概要
- 十七 施行者が防災施設建築物の一部を賃貸する場合における標準家賃の概算額及び家賃以外の借家条件の概要
- 十八 第二百十二条第三項の規定が適用されることとなる者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が施行地区内に有する宅地、借地権又は建築物及びそれらの価額
- 十九 施行地区内の宅地(指定宅地を除く。)若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、この法律の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、防災施設建築敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は防災施設建築物の一部についての借家権と与えられないものの氏名又は名称及び住所、失われる宅地若しくは建築物又は権利並びにそれらの価額
- 二十 参加組合員又は第百六十六条第一項第五号若しくは第百八十条第二項第五号(第百八十

八条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特定事業参加者（以下単に「特定事業参加者」という。）に与えられることとなる防災施設建築物の一部等の明細並びにその参加組合員又は特定事業参加者の氏名又は名称及び住所

- 二十一 第四号、第九号及び前号に掲げるもののほか、防災施設建築敷地又はその共有持分、防災施設建築物の一部等及び個別利用区内の宅地の明細、それらの帰属並びにそれらの管理及び処分の方法
 - 二十二 新たな公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項
 - 二十三 補償金の支払又は清算金の徴収に係る利子又はその決定方法
 - 二十四 権利変換期日、土地の明渡しの予定時期、個別利用区内の宅地の整備工事の完了の予定時期及び防災施設建築物の建築工事の完了の予定時期
 - 二十五 その他国土交通省令で定める事項
- 2 宅地（指定宅地を除く。）の所有者又は借地権者が当該宅地の上に建築物を有する場合において、当該宅地、借地権又は建築物について担保権等の登記に係る権利があるときは、これらの宅地、借地権又は建築物は、それぞれ別個の権利者に属するものとみなして権利変換計画を定めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 担保権等の登記に係る権利の消滅について関係権利者のすべての同意があったとき。
 - 二 宅地と建築物又は借地権と建築物とが同一の担保権等の登記に係る権利の目的となっており、かつ、それらのすべての権利の順位が、宅地と建築物又は借地権と建築物とにおいてそれぞれ同一であるとき。
- 3 借地権の設定に係る仮登記上の権利（指定宅地に係るものを除く。）があるときは、仮登記権利者が当該借地権を有する場合を除き、宅地の所有者が当該借地権を別個の権利者として有するものとみなして、権利変換計画を定めなければならない。
- 4 宅地に関する権利又は建築物（指定宅地に存するものを除く。）に関する権利に関して争いがある場合において、その権利の存否又は帰属が確定しないときは、当該権利が存するものとして、又は当該権利が現在の名義人に属するものとして権利変換計画を定めなければならない。ただし、借地権以外の宅地（指定宅地を除く。）を使用し、又は収益する権利の存否が確定しない場合にあっては、その宅地の所有者に対しては、当該権利が存しないものとして、その者に与える防災施設建築物の一部等を定めなければならない。

（権利変換計画の縦覧等）

- 第二百十六条 個人施行者以外の施行者は、権利変換計画を定めようとするときは、権利変換計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、あらかじめ、縦覧の開始の日、場所及び時間を公告するとともに、施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者にこれらの事項を通知しなければならない。
- 2 施行地区内の土地又は土地に定着する物件に関し権利を有する者及び参加組合員又は特定事業参加者は、縦覧期間内に、権利変換計画について施行者に意見書を提出することができる。
 - 3 施行者は、前項の規定により意見書の提出があったときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは権利変換計画に必要な修正を加え、その意見書に係る意見を採択すべきでないときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。
 - 4 施行者が権利変換計画に必要な修正を加えたときは、その修正に係る部分について更に前三項に規定する手続を行わなければならない。ただし、その修正が国土交通省令で定める軽微なものであるときは、その修正部分に係る者にその内容を通知することをもって足りる。

- 5 前各項の規定は、権利変換計画を変更する場合（国土交通省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）について準用する。

（権利変換期日における権利の変換）

第二百二十一条 施行地区内の土地は、権利変換期日において、権利変換計画で定めるところに従い、新たに所有者となるべき者に帰属する。この場合において、従前の土地を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。

- 2 権利変換期日において、施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を所有する者の当該建築物は、施行者に帰属し、当該建築物を目的とする所有権以外の権利は、この法律に別段の定めがあるものを除き、消滅する。ただし、第百九十七条第七項の承認を受けずに新築された建築物及び施行地区外に移転すべき旨の第二百三条第一項の申出があった建築物については、この限りでない。

第二百二十二条 防災施設建築物の敷地となるべき土地には、権利変換期日において、権利変換計画で定めるところに従い、防災施設建築物の所有を目的とする地上権が設定されたものとみなす。ただし、権利変換期日以後第二百四十四条第二項の公告の日までの間は、権利変換計画で定めるところに従い、施行者がその地代の概算額を支払うものとする。

- 2 防災施設建築物の一部は、権利変換計画において、これと併せて与えられることと定められていた地上権の共有持分を有する者が取得する。
- 3 第二百五条第四項本文の規定により、宅地（指定宅地を除く。）に借地権が存するものとして、権利変換計画において当該借地権を有するものとされた者に対して防災施設建築物の一部等が与えられるように定められたときは、当該防災施設建築物の一部等は、その取得の際、その者から当該借地権の設定者とされた者に対し、当該借地権の存しないことの確定を停止条件として移転したものとみなす。
- 4 建物の区分所有等に関する法律第一条に規定する建物の部分若しくは附属の建物で権利変換計画において防災施設建築物の共用部分と定められたものがあるとき、権利変換計画において定められた防災施設建築物の共用部分の共有持分が同法第十一条第一項若しくは第十四条第一項から第三項までの規定に適合しないとき、又は権利変換計画において定められた防災施設建築物の所有を目的とする地上権の共有持分の割合が同法第二十二条第二項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないときは、権利変換計画その定めをした部分は、それぞれ同法第四条第二項、第十一条第二項若しくは第十四条第四項又は第二十二条第二項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による規約とみなす。
- 5 施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物の借家権者（その者が更に借家権を設定していたときは、その借家権の設定を受けた者）は、権利変換計画で定めるところに従い、防災施設建築物の一部について借家権を取得する。
- 6 第一項の規定による地上権の設定については、地方自治法第二百三十八条の四第一項及び国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十八条第一項の規定は、適用しない。

第二百二十三条 指定宅地の使用収益権は、権利変換期日以後は、権利変換計画で定めるところに従い、個別利用区内の宅地の上に存するものとする。

（担保権等の移行）

第二百二十四条 施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき所有される建築物について存する担保権等の登記に係る権利は、権利変換期日以後は、権利変換計画で定めるところに従い、防災施設建築敷地若

しくはその共有持分又は防災施設建築物の一部等に関する権利の上に存するものとする。

- 2 指定宅地又はその使用収益権について存する担保権等の登記に係る権利は、権利変換期日以後は、権利変換計画で定めるところに従い、個別利用区内の宅地又はその使用収益権の上に存するものとする。

(権利変換の登記)

第二百二十五条 施行者は、権利変換期日後遅滞なく、施行地区内の土地につき、従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記（不動産登記法第二条第二十号に規定する表題登記をいう。）並びに権利変換後の土地に関する権利について必要な登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

- 2 施行者は、権利変換期日後遅滞なく、第二百二十一条第二項の規定により施行者に帰属した建築物については所有権の移転の登記及び所有権以外の権利の登記の抹消を、施行地区内のその他の建築物については権利変換手続開始の登記の抹消を申請し、又は嘱託しなければならない。
- 3 権利変換期日以後においては、施行地区内の土地及び第二百二十一条第二項の規定により施行者に帰属した建築物に関しては、前二項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

(防災施設建築物に関する登記)

第二百四十五条 施行者は、防災施設建築物の建築工事が完了したときは、遅滞なく、防災施設建築物及び防災施設建築物に関する権利について必要な登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

- 2 防災施設建築物に関する権利に関しては、前項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

＜参考：密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）＞

(公告事項)

第四十七条 法第二百二十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 防災街区整備事業の名称
- 二 事務所の所在地
- 三 施行認可の年月日
- 四 施行者の住所
- 五 事業年度
- 六 公告の方法
- 七 個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限
- 2 法第二百二十九条第二項において準用する法第二百二十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 防災街区整備事業の名称及び事務所の所在地並びに施行認可の年月日
 - 二 施行者の氏名若しくは名称、事業施行期間、施行地区若しくは工区又は前項第一号、第二号、第五号若しくは第六号に掲げる事項に関して変更がされたときは、その変更の内容
 - 三 事業計画の変更により新たに個別利用区が定められたとき又は事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い個別利用区の面積が拡張されたときは、個別利用区内の宅地への権利変換の申出をすることができる期限

四 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたとき、又は個別利用区内の宅地若しくはその借地権が与えられるように定めるべき旨の申出に応じない旨の決定があったときは、権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

五 規準若しくは規約又は事業計画の変更の認可の年月日

3 都市再開発法施行規則第一条の九第三項の規定は、法第百三十条において準用する都市再開発法第七条の十七第四項後段の規定により定められた規約について認可した場合における法第百三十条において準用する都市再開発法第七条の十七第八項の国土交通省令で定める事項について準用する。

4 都市再開発法施行規則第一条の九第四項の規定は、法第百三十条において準用する都市再開発法第七条の十七第七項の規定による届出を受理した場合における法第百三十条において準用する都市再開発法第七条の十七第八項の国土交通省令で定める事項について準用する。

5 法第百三十二条第二項において準用する法第百二十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 防災街区整備事業の名称及び施行認可の年月日
- 二 防災街区整備事業の終了の認可の年月日

2-7 ②のvii関係（氏名・住所を示すことが当事者の利便増進となるもの）

●《省令 21・22》都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）

（事業予定地の指定等の公告）

第四十条 法第五十五条第四項の規定による公告は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定める事項を都道府県知事等の定める方法で行なうものとする。

- 一 法第五十五条第一項の規定による都市計画施設の区域内の土地の指定をする場合 当該都市計画施設の種類及び名称並びに当該指定に係る土地の区域
- 二 法第五十六条第一項の規定による土地の買取りの申出及び法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方を定める場合 **当該相手方の氏名及び住所**、当該相手方に対し申出又は届出をすべき土地の区域並びに当該土地の区域に係る都市計画施設又は市街地開発事業の種類及び名称

2 前項の土地の区域の表示は、土地に関し権利を有する者が自己の権利に係る土地がこれらの区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならない。

（都道府県知事等及び法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者の公告事項）

第四十一条 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事等（法第五十五条第四項の規定により法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方として公告された者がいるときは、その者）の公告すべき事項は、次に掲げるものとする。

- 一 市街地開発事業又は法第五十五条第一項の規定による指定に係る都市計画施設の種類及び名称
- 二 **法第五十七条第二項本文の規定による届出の相手方の氏名及び住所**
- 三 届出をすべき土地の所在

《参考：都市計画法（昭和四十三年法律第百号）》

（許可の基準の特例等）

第五十五条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市

街地開発事業（土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。）の施行区域（次条及び第五十七條において「事業予定地」という。）内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第五十三條第一項の許可をしないことができる。ただし、次条第二項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。

- 2 都市計画事業を施行しようとする者その他政令で定める者は、都道府県知事等に対し、前項の規定による土地の指定をすべきこと又は次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七條第二項本文の規定による届出の相手方として定めるべきことを申し出ることができる。
- 3 都道府県知事等は、前項の規定により土地の指定をすべきことを申し出た者を次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七條第二項本文の規定による届出の相手方として定めることができる。
- 4 都道府県知事等は、第一項の規定による土地の指定をするとき、又は第二項の規定による申出に基づき、若しくは前項の規定により、次条第一項の規定による土地の買取りの申出及び第五十七條第二項本文の規定による届出の相手方を定めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（土地の買取り）

- 第五十六條 都道府県知事等（前条第四項の規定により、土地の買取りの申出の相手方として公告された者があるときは、その者）は、事業予定地内の土地の所有者から、同条第一項本文の規定により建築物の建築が許可されないときはその土地の利用に著しい支障を来すこととなることを理由として、当該土地を買い取るべき旨の申出があつた場合においては、特別の事情がない限り、当該土地を時価で買い取るものとする。
- 2 前項の規定による申出を受けた者は、遅滞なく、当該土地を買い取る旨又は買い取らない旨を当該土地の所有者に通知しなければならない。
 - 3 前条第四項の規定により土地の買取りの申出の相手方として公告された者は、前項の規定により土地を買い取らない旨の通知をしたときは、直ちに、その旨を都道府県知事等に通知しなければならない。
 - 4 第一項の規定により土地を買い取つた者は、当該土地に係る都市計画に適合するようにこれを管理しなければならない。

（土地の先買い等）

- 第五十七條 市街地開発事業に関する都市計画についての第二十条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示又は市街地開発事業若しくは市街化区域若しくは区域区分が定められていない都市計画区域内の都市計画施設に係る第五十五条第四項の規定による公告があつたときは、都道府県知事等（同項の規定により、次項本文の規定による届出の相手方として公告された者があるときは、その者。以下この条において同じ。）は、速やかに、国土交通省令で定める事項を公告するとともに、国土交通省令で定めるところにより、事業予定地内の土地の有償譲渡について、次項から第四項までの規定による制限があることを関係権利者に周知させるため必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の規定による公告の日の翌日から起算して十日を経過した後に事業予定地内の土地を有償で譲り渡そうとする者（土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする者を除く。）は、当該土地、その予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下この条において同じ。）及び当該土地を譲

り渡そうとする相手方その他国土交通省令で定める事項を書面で都道府県知事等に届け出なければならない。ただし、当該土地の全部又は一部が、文化財保護法第四十六条（同法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものであるとき、又は第六十六条の公告の日の翌日から起算して十日を経過した後における当該公告に係る都市計画事業を施行する土地に含まれるものであるときは、この限りでない。

- 3 前項の規定による届出があつた後三十日以内に都道府県知事等が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、都道府県知事等と届出をした者との間に届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。
- 4 第二項の届出をした者は、前項の期間（その期間内に都道府県知事等が届出に係る土地を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該土地を譲り渡してはならない。
- 5 前条第四項の規定は、第三項の規定により土地を買い取つた者について準用する。

4 ④関係（BtoB の取引を担い、生命・身体との関係が薄い分野における営業活動の規制法における個人事業者の住所）

●《法律 71》フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）

（第一種フロン類充填回収業者の登録）

第二十七条 第一種フロン類充填回収業を行おうとする者は、その業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に主務省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 **氏名又は名称**及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 事業所の名称及び所在地
 - 三 その業務に係る第一種特定製品の種類並びに冷媒として充填しようとするフロン類及び回収しようとするフロン類の種類
 - 四 事業所ごとの第一種特定製品へのフロン類の充填及び第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の回収の用に供する設備の種類及びその設備の能力
 - 五 その他主務省令で定める事項

（登録の実施）

第二十八条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号までに掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種フロン類充填回収業者登録簿に登録しなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（第一種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧）

第三十二条 都道府県知事は、**第一種フロン類充填回収業者登録簿を一般の閲覧**に供しなければならない。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の
所管府省庁 第2次回答

管理番号	314	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

都市再開発法第28条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の所管府省庁

求める措置の具体的内容

都市再開発法第28条第1項において、市街地再開発組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない、同条第2項において、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならないと規定されている。
しかし、個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。
また、当該法律に限らず横断的な見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

土地区画整理法における土地区画整理組合においては、理事の住所の告示を行っていたことによって、商業事業者が土地区画整理組合の理事の自宅へ訪問するという事案が発生した。

都市再開発法における市街地再開発組合についても、理事長の住所を公告することにより、同様の事案が発生するおそれがある。

【対応の方向性】

土地区画整理組合の理事の住所の告示については、上記の点を踏まえ、プライバシー保護の観点から、令和7年地方分権改革に関する提案募集において見直しの検討が進められていると認識している。

同様の観点から、法人登記についても、「代表取締役等住所非表示措置」(令和6年10月1日施行)にて、代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書等に表示しないことを希望することができるようになっている。

以上を踏まえ、市街地再開発組合の理事長の住所についても、行政区画以外を公開する必要はなく、また、権利者が市街地再開発組合に意見を述べる際には、組合事務所の所在地が明確になっていれば足りるため、不要な個人情報の公開は控えるべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

昨今の情勢を踏まえ、詳細な公告を控え組合事務所の所在地を明確にすることにより、防犯上の観点から、自宅への直接の訪問を軽減することができる。

根拠法令等

都市再開発法第 28 条第 1 項及び第 2 項、その他住所の告示等が規定されている法令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、新潟市、豊橋市、大阪府、特別区長会

○当市においては、これまで同様の事例によるトラブルは確認されていないが、昨今の情勢をふまえると、個人が特定される自宅住所を公告することは、防犯上及びプライバシー上の懸念がある。
組合運営の窓口として、組合事務所の所在地が明確であれば、対外的な機能は十分果たせるものとする。
○当区では、現在、2地区で再開発事業を行っており、理事長の氏名及び住所を公告している。個人情報保護の観点から、制度改正の必要性がある。

各府省庁からの第 1 次回答

【内閣府】

横断的見直しを実施するに当たり、現在、各府省庁に対して該当する法令等の調査を実施しているところである。調査の結果を踏まえ、関係府省庁に対して所要の見直しの検討を要請する。

【国土交通省】

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 28 条第 1 項及び第 2 項の制度趣旨を考慮した上で、都市再開発法に係る提案の内容については、その実現可否について検討することとしたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

都市再開発法第 28 条と同じ制度構造を持つ土地区画整理法においては、第 16 次地方分権一括法(令和 8 年 10 月 1 日施行)により第 29 条第 2 項にただし書が追加され、組合からの申出があった場合に限り、理事の住所のうち行政区画以外の部分を公告しないこととされたところである。都市再開発法第 28 条についても同様の措置を講じるべきであり、改正の方向性と時期を明確にしていきたい。また、土地区画整理組合では、公告された住所を基に商業事業者が理事の自宅へ訪問する事案が実際に起きており、市街地再開発組合においても同様の事案が発生するおそれがあることから、予防的な観点からも早期の制度整備が必要である。横断的見直しに関する調査についても、その結果を踏まえ、速やかに対応していきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

調査の結果を基に横断的見直しを進める対象案を整理し、本項目の提案団体及び共同提案団体の意見も聴いた上で、検討を進めていくことを見込む対象を報告していただきたい。
事業の仕組みが類似する土地区画整理事業についても、既に組合の理事の住所公告の見直しが行われていることから、市街地再開発事業についても同様の検討をしていただきたい。

各府省庁からの第 2 次回答

【内閣府】

第1次回答のとおり、「横断的見直し」として、内閣府から、各府省庁として本提案の趣旨に合致すると思料する法令等の提供（準用の場合を除く条項ベースで123条項）を受け、それらの分析・整理を行ったところ。

その結果、下記の①から④までのように分類をした。その中で、①及び②（ⅴを除く。）については、既になされた措置が徹底されていないと認められる場合を除き、対応を要しないと考えている。また、③については、対応の必要性があるが、調査により把握できた案件は、本件（管理番号314）も含むすべてが、既に分権提案により見直し済み又は見直し予定となっている一方、②のⅴ及び④については、特に、住所情報の閲覧・縦覧の運用に関し、対応を進めていく。

〔分類結果〕

①客観的に地方分権改革における見直し対象外となるもの

- i 法人のみを対象として特定しているもの
- ii 民事・刑事の一般法制に関わるもの（信託制度、非営利法人制度等を含む）
- iii 他法令で得られる情報と同一であるもの

②政策的な理由により、個人の氏名・住所の紐づけを維持する必要があるもの

- i 国民の安全確保や治安の維持に関わるもの
- ii 民主制の在り方などに関わるもの
- iii 住民自治の在り方などに関わるもの
- iv 行政の透明性確保に関わるもの
- v 営業活動における消費者の保護に関わるもの
- vi 換地・交換分合等に関わるもの、公共的財産の適正利用に関わるもの、不特定多数の関わる法定手続の主体を示すもの
- vii 氏名・住所を示すことが当該者の利便増進となるもの

③主に個人が就任している社団内部の職・地位を対象に、個人情報保護と両立するように住所の示し方を調整するもの（なお、令和7年・令和8年に、個別的な分権提案がなされているものは、すべて③に該当するものと認識しているところ。）

④上記のいずれにも該当しないもの（＝B to Bの取引を担い、生命・身体との関係が薄い分野における営業活動の規制法における個人事業者の住所）

具体的に、②のⅴ、また、④に係る対応としては以下のア、イのとおり想定している。

《ア 当面の間の対応》商業登記規則の改正（令和6年法務省令第28号）により創設された代表取締役等住所非表示措置（商業登記規則第31条の3）が適用され、代表取締役等の住所が行政区画のみである場合、附属書類の閲覧（商業登記法第11条の2）を利害関係者に限っていることを参考に、各府省庁に対して適切な対応を促すことを想定している。

《イ 中長期的な対応》現在、民事訴訟における被告の住所等の情報取得の手続について検討の機運があることから、その検討状況を踏まえ、各府省庁と調整の上、適切な在り方を改めて整理し、対応を促す必要があると認識している。

【国土交通省】

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第2項に基づく理事長の住所の公告については、組合から申出があった場合に公告される理事長の住所を、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和8年法律第27号）により措置される土地地区画整理法の改正に倣い、原則「市区町村まで」とする方向で検討を進めてまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の
所管府省庁 第2次回答

管理番号	378	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

マンションの再生等の円滑化に関する法律第25条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の所管府省庁

求める措置の具体的内容

マンションの再生等の円滑化に関する法律第25条第1項において、マンション再生組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならないと規定されている。同条第2項において、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならないと規定されている。しかし、個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。また、当該法律に限らず横断的な見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

土地区画整理法における土地区画整理組合においては、理事の住所の告示を行っていたことによって、商業事業者が土地区画整理組合の理事の自宅へ訪問するという事案が発生した。

マンションの再生等の円滑化に関する法律におけるマンション再生組合についても、理事長の住所を公告することにより、同様の事案が発生するおそれがある。

【対応の方向性】

土地区画整理組合の理事の住所の告示については、上記の点を踏まえ、プライバシー保護の観点から、令和7年地方分権改革に関する提案募集において見直しの検討が進められていると認識している。

同様の観点から、法人登記についても、「代表取締役等住所非表示措置」(令和6年10月1日施行)にて、代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書等に表示しないことを希望することができるようになっている。

以上を踏まえ、マンション再生組合の理事長の住所についても、行政区画以外を公開する必要はなく、また、権利者が組合に意見を述べる際には、組合事務所の所在地が明確になっていれば足りるため、不要な個人情報の公開は控えるべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

昨今の情勢を踏まえ、詳細な公告を控え組合事務所の所在地を明確にすることにより、防犯上の観点から、自

宅への直接の訪問を軽減することができる。

根拠法令等

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 25 条第 1 項及び第 2 項、その他住所の告示等が規定されている法令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、横須賀市、新潟市、大阪府

—

各府省庁からの第 1 次回答

【内閣府】

横断的見直しを実施するに当たり、現在、各府省庁に対して該当する法令等の調査を実施しているところである。調査の結果を踏まえ、関係府省庁に対して所要の見直しの検討を要請する。

【国土交通省】

マンションの再生等の円滑化に関する法律に係る提案の内容については、個人情報保護の観点と同法第 25 条等の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否を検討することとしたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

マンションの再生等の円滑化に関する法律第 25 条と同じ制度構造を持つ土地区画整理法においては、第 16 次地方分権一括法(令和 8 年 10 月 1 日施行)により第 29 条第 2 項にただし書が追加され、組合からの申出があった場合に限り、理事の住所のうち行政区画以外の部分を公告しないこととされたところである。マンションの再生等の円滑化に関する法律第 25 条についても同様の措置を講じるべきであり、改正の方向性と時期を明確にしていきたい。また、土地区画整理組合では、公告された住所を基に商業事業者が理事の自宅へ訪問する事案が実際に起きており、マンション再生組合においても同様の事案が発生するおそれがあることから、予防的な観点からも早期の制度整備が必要である。横断的見直しに関する調査についても、その結果を踏まえ、速やかに対応していきたい。

各府省庁からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項のみ記載）

調査の結果を基に横断的見直しを進める対象案を整理し、本項目の提案団体及び共同提案団体の意見も聴いた上で、検討を進めていくことを見込む対象を報告していただきたい。

土地区画整理事業について、既に組合の理事の住所公告の見直しが行われ、当該法令が参考とする市街地再開発組合についても並行して検討が進められていることから、マンション再生事業についても同様の検討をしていただきたい。

各府省庁からの第 2 次回答

【内閣府】

第1次回答のとおり、「横断的見直し」として、内閣府から、各府省庁として本提案の趣旨に合致すると思料する法令等の提供（準用の場合を除く条項ベースで123条項）を受け、それらの分析・整理を行ったところ。

その結果、下記の①から④までのように分類をした。その中で、①及び②（Ⅴを除く。）については、既になされた措置が徹底されていないと認められる場合を除き、対応を要しないと考えている。また、③については、対応の必要性があるが、調査により把握できた案件は、本件（管理番号378）も含むすべてが、既に分権提案により見直し済み又は見直し予定となっている一方、②のⅤ及び④については、特に、住所情報の閲覧・縦覧の運用に関し、対応を進めていく。

〔分類結果〕

①客観的に地方分権改革における見直し対象外となるもの

- i 法人のみを対象として特定しているもの
- ii 民事・刑事の一般法制に関わるもの（信託制度、非営利法人制度等を含む）
- iii 他法令で得られる情報と同一であるもの

②政策的な理由により、個人の氏名・住所の紐づけを維持する必要があるもの

- i 国民の安全確保や治安の維持に関わるもの
- ii 民主制の在り方などに関わるもの
- iii 住民自治の在り方などに関わるもの
- iv 行政の透明性確保に関わるもの
- v 営業活動における消費者の保護に関わるもの
- vi 換地・交換分合等に関わるもの、公共的財産の適正利用に関わるもの、不特定多数の関わる法定手続の主体を示すもの
- vii 氏名・住所を示すことが当該者の利便増進となるもの

③主に個人が就任している社団内部の職・地位を対象に、個人情報保護と両立するように住所の示し方を調整するもの（なお、令和7年・令和8年に、個別的な分権提案がなされているものは、すべて③に該当するものと認識しているところ。）

④上記のいずれにも該当しないもの（＝B to Bの取引を担い、生命・身体との関係が薄い分野における営業活動の規制法における個人事業者の住所）

具体的に、②のⅤ、また、④に係る対応としては以下のア、イのとおり想定している。

《ア 当面の間の対応》商業登記規則の改正（令和6年法務省令第28号）により創設された代表取締役等住所非表示措置（商業登記規則第31条の3）が適用され、代表取締役等の住所が行政区画のみである場合、附属書類の閲覧（商業登記法第11条の2）を利害関係者に限っていることを参考に、各府省庁に対して適切な対応を促すことを想定している。

《イ 中長期的な対応》現在、民事訴訟における被告の住所等の情報取得の手続について検討の機運があることから、その検討状況を踏まえ、各府省庁と調整の上、適切な在り方を改めて整理し、対応を促す必要があると認識している。

【国土交通省】

マンションの再生等の円滑化に関する法律第25条第2項（第126条第3項、第163条の19第3項及び第175条第3項において準用する場合を含む。）に基づく理事長の住所の公告は、組合から申出があった場合においては原則「市区町村まで」とする方向で検討を進めてまいりたい。